

[事案 26-82] 転換契約無効請求

・平成 27 年 3 月 15 日 和解成立

<事案の概要>

契約転換した際、募集人による説明が不十分だったことを理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 7 月に、特約更新時期を迎えた終身保険（平成 6 年 7 月契約）の見直しを勧められ、主契約（終身保険部分）はそのままで特約更新と新たな特約の付加であると認識して申込手続きをしたが、実際は介護保険（保険証終身払込）に契約転換されていた。

見直しの際、自分は契約転換に関する説明を受けておらず、募集人の説明不十分を理由に、転換契約を取り消し、元の契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、転換時、転換制度の説明や、転換前後の契約内容等が記載された提案書を用いて、申立人に対し、契約転換の趣旨や契約内容等について十分に説明している。
- (2) 申立人は、上記説明を理解して申込みをしており、錯誤に陥っていたとはいえない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、申立人の配偶者、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、民法 95 条にもとづき、錯誤による無効を求めるものと判断する。

2. 説明不十分について

以下の理由により、募集人において、転換に関する説明などが不十分であったとは認められない。

- (1) 本件募集に際し、提案書が使用されたことには争いがなく、それがどのようなものであったかについては争いがあるが、転換申込書に説明資料受領印の捺印があることから、所定の説明資料が使用されたものと推認できる。
- (2) 保険会社所定の説明資料には、転換前後の保障内容などについて記載されており、設計書等の資料を使用する場合には、通常、その内容に沿った説明が行われるが、本件転換手続において、通常と異なった説明が行われたと認める特段の事情は見あたらない。

3. 錯誤無効について

以下の理由により、錯誤による無効を求める主張は認められない。

- (1) 申立人は、保険の名称が変わることも認識しており、勧誘時に使用されたと推認される説明資料から、本転換により保障内容が変わることや、単なる特約更新と新たな特約の付加でないことは容易に理解できたといえるので、申立人には錯誤に陥ったことについて重大な過失があったといえる。

4. 和解について

当審査会の判断は以上のとおりであるが、以下の事情を考慮すると、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断する。

- (1) 事情聴取の結果によると、申立人は、募集人から勧められた新しい特約(収入保障、介護保障)の保障を希望し、高額な死亡保障の継続も希望したが、これらの特約を付加するには契約転換が必要であり、また、高額な死亡保障を継続するには契約転換をして主契約の保険料の払込を伸ばす必要があったので、募集人は契約転換を前提として勧誘を進めたことが認められた。
- (2) しかしながら、その際に、募集人から、契約転換の必要性や、転換前後の契約内容の違いなどについて、申立人が理解できる程度の説明が行われたといえるか疑問が残る。